

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

|                            |  |           |             |  |          |          |          |  |
|----------------------------|--|-----------|-------------|--|----------|----------|----------|--|
| 事業名                        | 義務教育教科書購入費等  |           | 担当部局庁       | 初等中等教育局  |          | 作成責任者    |          |  |
| 事業開始・終了(予定)年度              | 昭和38年度～終了年度未定  |           | 担当課室        | 教科書課   |          | 教科書課長    | 永山裕二     |  |
| 会計区分                       | 一般会計   |           | 政策・施策名      | 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼されるが学校づくり II-1 確かな学力の育成   |          |          |          |  |
| 根拠法令<br>(具体的な条項も記載)        | 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和37年法律第60号)、障害のある児童生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律(H20.6成立・民主党・自民党両党による議員立法)   |           | 関係する計画、通知等  | -  |          |          |          |  |
| 事業の目的<br>(目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待をこめて、その負担によって実施している。また、特に我が国においては、教科書の役割の重要性から、その使用義務が法律で定められており、就学義務と密接なかわりのあるものとして、授業料の不徴収に準じて教科書を無償給与することにより保護者負担を軽減するという効果をもっている。       |           |             |  |          |          |          |  |
| 事業概要<br>(5行程度以内。別添可)       | 義務教育諸学校の児童・生徒が使用する以下の教科書等を国が教科書発行者等から直接購入し児童・生徒に無償給与する。<br>①文部科学省検定済教科書等<br>②一般図書(学校教育法附則第9条で教科書として使用が認められている検定済教科書等以外の特別支援学校等で使用される図書)<br>③教科用特定図書等(障害のある児童生徒が検定教科書に代えて使用する拡大・点字教科書)                                |           |             |  |          |          |          |  |
| 実施方法                       | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 |           |             |  |          |          |          |  |
| 予算額・執行額<br>(単位:百万円)        | 予算の状況  | 当初予算      | 22年度        | 23年度   | 24年度     | 25年度     | 26年度要求   |  |
|                            |  | 補正予算      | 39,543      | 40,628   | 41,253   | 41,177   | 40,710   |  |
|                            |  | 繰越し等      | 0           | 0  | 0        | -        |          |  |
|                            |  | 計         | 0           | 0  | 0        | -        |          |  |
|                            | 執行額  | 39,543    | 40,628      | 41,253   | 41,177   | 40,710   |          |  |
|                            | 執行率(%)   | 39,445    | 39,929      | 40,197   |          |          |          |  |
| 99.8%                      | 98.3%  | 97.4%     |             |  |          |          |          |  |
| 成果目標及び成果実績<br>(アウトカム)      | 成果指標   |           | 単位          | 22年度   | 23年度     | 24年度     | 目標値(年度)  |  |
|                            | 「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」等により、義務教育諸学校の全児童生徒に対し教科書の無償給与を行うものであり、事業の性質上、定量的な成果目標を示すことは適当ではない。   |           | 成果実績        | -  | -        | -        | -        |  |
|                            |  |           | 達成度         | %  | -        | -        | -        |  |
| 活動指標及び活動実績<br>(アウトプット)     | 活動指標   |           | 単位          | 22年度   | 23年度     | 24年度     | 25年度活動見込 |  |
|                            | 「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」等により、義務教育諸学校の全児童生徒に対し教科書の無償給与を行う。<br>(参考数値 各年度小中学校需要数)   |           | 活動実績(当初見込み) | 10,612万冊   | 10,207万冊 | 10,066万冊 | -        |  |
|                            |  |           |             | (-)  | (-)      | (-)      |          |  |
| 単位当たりコスト                   | (円)  |           | 算出根拠        | 教科書の定価は、文部科学省告示で定める定価認可基準において、教科書の種目別、学年別に最高額を定め、この範囲内で国(文部科学大臣)が認可しており、国は認可された定価でもって発行者と購入契約を締結しているため、単位当たりコストを算出することは適当ではない。 |          |          |          |  |
| 平成25・26年度予算内訳              | 費目   | 25年度当初予算  | 26年度要求      | 主な増減理由   |          |          |          |  |
|                            | 庁費等  | 10百万円     | 10百万円       | 教科書購入費については、児童生徒数の減及び一般図書の単価見直し等による。   |          |          |          |  |
|                            | 教科書購入費   | 41,167百万円 | 40,700百万円   |  |          |          |          |  |
|                            |  |           |             |  |          |          |          |  |
|                            |  |           |             |  |          |          |          |  |
|                            |  |           |             |  |          |          |          |  |
| 計                          | 41,177百万円  | 40,710百万円 |             |  |          |          |          |  |

| 事業所管部局による点検                  |  |       |   |          |
|------------------------------|--|-------|---|----------|
|                              | 項目   | 評価    | 評価に関する説明  |          |
| 国費投入の必要性                     | 広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。  | ○     | 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現し、時代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施。また、教育の保護者負担を軽減し、昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着。                                 |          |
|                              | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。   | ○     |   |          |
|                              | 明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。   | ○     |   |          |
| 事業の効率性                       | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。   | ×     | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第18条により文部科学大臣からの教科用図書発行者の指定を受け、教科書の発行に関する臨時措置法第8条による文部科学大臣からの発行指示を受け、同法第10条により教科書発行の義務を負った教科書発行者との契約が主体であり、随意契約を締結。 |          |
|                              | 受益者との負担関係は妥当であるか。  | —     |   |          |
|                              | 単位当たりコストの水準は妥当か。   | —     |   |          |
|                              | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。  | —     |   |          |
|                              | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。   | ○     |   |          |
| 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | —  |       |   |          |
| 事業の有効性                       | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。   | —     | 毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付。義務教育諸学校の設置者は、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与。   |          |
|                              | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。   | ○     |   |          |
|                              | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。   | ○     |   |          |
| 重複排除                         | 類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)  | —     | 本事業は法令に基づき義務教育諸学校の児童生徒に教科書を無償給与するものであり、類似の事業は存在しない。   |          |
|                              | 事業番号   | 類似事業名 |   | 所管府省・部局名 |
|                              |  |       |   |          |
| 点検結果                         | 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき引き続き実施すべき事業である。義務教育諸学校に在籍する児童生徒に教科書を無償給与するため、教科書発行者に対し、その対価を支払うもの。予算執行手続きは同法等により定められており、これまでと同様に法令に則り、適切に事業を実施する。 |       |   |          |

#### 外部有識者の所見

本事業においては、教科書を無償にて給与することを通じて、義務教育無償の精神をより広く実現するといった成果が上がっていると認められる。現行において特段の見直すべき内容は認められないが、今後とも引き続き効率的・効果的な事業の実施に努めるべきである。

#### 行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の改善

1. 事業評価の観点：この事業は、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書等を国が教科書発行者等から直接購入し児童・生徒への無償給与を昭和38年度から実施している事業であり、長期継続事業及び予算執行状況の観点から検証を行った。
2. 所見：この事業は、昭和38年度から実施している長期継続事業であるが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令、同施行規則に基づき、教科書を無償給与するために必要な事業であり、現行において見直しの余地は無いが、平成24年度決算において不用額が生じており、その要因を分析したうえで、コスト削減に努めるべきである。

#### 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

本事業の予算は、学校基本調査速報等に基づき推計した翌年度の児童生徒数等を踏まえて算出している。平成24年度については、前期用教科書、転学用及び一般図書の給与対象児童生徒数が予定を下回ったものと分析しているが、平成24年度決算で生じた不用額等を踏まえ、概算要求に▲467百万円反映した。

#### 備考

これまでの実施状況  
 ・S38年度の小学校1年生から学年進行で無償給与を実施  
 ・S44年度から小・中学校の全児童・生徒を対象に無償給与を実施  
 ・S51年度から「在外日本人子女」「就学義務猶予免除者」に対する教科書給与費を文部本省庁費より組替え計上  
 ・H21年度より小中学校の通常学級における教科用特定図書等の無償給与について法定化(H16～20は予算措置にて無償給与)

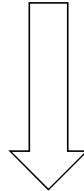
#### 関連する過去のレビューシートの事業番号

|       |    |       |    |       |    |
|-------|----|-------|----|-------|----|
| 平成22年 | 64 | 平成23年 | 90 | 平成24年 | 98 |
|-------|----|-------|----|-------|----|

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定や予算を記入。を含む

## 義務教育教科書等購入費

文部科学省  
40,197百万円



【随意契約・調達】

A 義務教育教科書等購入費

40,186百万円

教科書発行会社  
全476件

義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書等を国が教科書発行者等から直接購入し児童・生徒に無償給与する。

### 教科書購入費を随意契約とした理由

契約相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条に基づき、採択された教科書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給与するものとしてされているため。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

| A.東京書籍株式会社 |        |             | E. |    |             |
|------------|--------|-------------|----|----|-------------|
| 費目         | 使途     | 金額<br>(百万円) | 費目 | 使途 | 金額<br>(百万円) |
| 教科書購入費     | 教科書発行費 | 3,299       |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
| 計          |        | 3,299       | 計  |    | 0           |
| B.         |        |             | F. |    |             |
| 費目         | 使途     | 金額<br>(百万円) | 費目 | 使途 | 金額<br>(百万円) |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
| 計          |        | 0           | 計  |    | 0           |
| C.         |        |             | G. |    |             |
| 費目         | 使途     | 金額<br>(百万円) | 費目 | 使途 | 金額<br>(百万円) |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
| 計          |        | 0           | 計  |    | 0           |
| D.         |        |             | H. |    |             |
| 費目         | 使途     | 金額<br>(百万円) | 費目 | 使途 | 金額<br>(百万円) |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
|            |        |             |    |    |             |
| 計          |        | 0           | 計  |    | 0           |

支出先上位10者リスト

A.義務教育教科書等購入費

|    | 支出先          | 業務概要                            | 支出額<br>(百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|----|--------------|---------------------------------|--------------|------|-----|
| 1  | 東京書籍株式会社     | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 3,299        | 随意契約 | —   |
| 2  | 東京書籍株式会社     | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 2,530        | 随意契約 | —   |
| 3  | 光村図書株式会社     | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 1,831        | 随意契約 | —   |
| 4  | 株式会社新興出版社啓林館 | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 1,397        | 随意契約 | —   |
| 5  | 光村図書出版株式会社   | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 1,397        | 随意契約 | —   |
| 6  | 教育出版株式会社     | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 1,267        | 随意契約 | —   |
| 7  | 東京書籍株式会社     | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 1,237        | 随意契約 | —   |
| 8  | 株式会社新興出版社啓林館 | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 1,027        | 随意契約 | —   |
| 9  | 教育出版株式会社     | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 972          | 随意契約 | —   |
| 10 | 大日本図書株式会社    | 小学校、中学校、高等学校において使用する教科書の編集及び発行等 | 909          | 随意契約 | —   |